

静岡県教育委員会告示第20号

静岡県特別支援教育就学奨励費補助金事務処理要綱（平成29年静岡県教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月13日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別支援学校等 <u>静岡県</u>が設置する特別支援学校及び中学校</p> <p>(2) 児童等 特別支援学校等に就学する幼児、児童及び生徒（<u>静岡県</u>が設置する中学校に就学する生徒にあつては、<u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3</u>に規定する障害の程度に該当する者に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別支援学校等 <u>県</u>が設置する特別支援学校、<u>中学校及び高等学校</u></p> <p>(2) 児童等 特別支援学校等に就学する幼児、児童及び生徒（<u>県</u>が設置する中学校に就学する生徒にあつては<u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3</u>に規定する障害の程度に該当する者、<u>県が設置する高等学校に就学する生徒にあつては同条に規定する視覚障害者の障害の程度に該当する者に限る。</u>）</p> <p>(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。